平成２３年（フ）第４９６号
大分市大字木上412番地の１　レオパレス木上Ⅱ110
債務者　結城　幸治
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９９号
大分県別府市松原町１番１号　別府市営松原住宅403号
債務者　田原　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０１号
大分県由布市庄内町柿原450番地１
債務者　河野　奈美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０９号
大分市大字光吉1139番地の１　首藤ハイツⅢ202
債務者　宮脇　光夫
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５１０号
大分市大字光吉1139番地の１　首藤ハイツⅢ202
債務者　宮脇友弥子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５１５号
大分県別府市石垣西８丁目３番48号　グリーンコーポ荒金Ｂ202号
債務者　相良　智子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６号
大分県速見郡日出町大字大神8440番地２
債務者　岩尾　正文
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
宮崎県児湯郡木城町大字高城3905番地３
債務者　堀田　夕希
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８７号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅15棟１号
債務者　ファブロ百代（旧姓田爪）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８号
沖縄県名護市字宇茂佐1615番地　102号、住民票上の住所沖縄県名護市字宇茂佐1615番地比嘉俊夫方
債務者　松田かおり
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第６９号
沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川476番地
債務者　玉城栄理子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第１８号
沖縄県宮古島市平良字西里2032番地18
債務者　與座　里美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第１５６号
長野県上田市上田原785番地６　エリスンエステート
債務者　大沢　義雄
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１６８号
長野県千曲市大字若宮491番地
債務者　北澤　美恵
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５０６号
奈良県天理市森本町69番地３
債務者　中野　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６２号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1115番地１
債務者　野上　久代
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７４号
奈良市法蓮町195番地の３　大奥マンションＣ―201号
債務者　中尾友理子（旧姓二滝）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
奈良地方裁判所